

第2回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成24年11月12日

9：30～11：30

場所：市役所3階理事者控室

1. 会長あいさつ

(要旨)

第1期推進委員会(H22-23)の成果となる「検討報告」を基に策定された「まちづくり基本条例推進計画」の進捗状況についての中間報告を受け、条例の理念に沿って進められているかどうかという視点から確認を行いたい。

2. まちづくり基本条例推進計画の進捗状況報告

(1)地域コミュニティのしくみづくり事業

資料説明：事務局

- ・モデル地区の取り組み状況（昼生地区、川崎地区）
- ・戦略プロジェクトとの関係
- ・地区コミュニティ研究会

委員：地区の取組には現在は関わっていないが、今後の地域がどのようなことを議論すべき点などについて、少し提案させていただこうかと考えている。

委員：自治会連合会とコミュニティ連絡協議会と共同で研修会を行ったし、今後もコミュニティ連絡協議会でも研究を進めたいと考えている。

委員：9月の地域づくり研究会においての市長があいさつをされたと思うのだが、ポイントを教えてほしい。

事務局：①コミュニティと自治会の合同での研修会を実施出来たことの意義、②新たな地域組織の設置に向けた今後の議論のお願い、の2点がポイントだったかと記憶している。地域づくり協議会の性格付けなどといった具体的な内容までは踏み込んでいない。

事務局：そうした点については、当日の会長から講演の中で整理していただき、ご提案をしていただいたと聞いている。また、この事業では、今後有識者会議を設置し、これまでの取組を整理しながら26年度以降の方向性を示していくと市民部からは聞いているので、モデル地区の取組なども見ながら検討を進めたいと考えている。

委員：モデル地区の会議に出席したことがあるが、会議の中でもよく理解されていないと感じた。担当室も来てもらっているが、会議の内容は地域にお任せするとのことであり、議論の方向性も定まっていないような状態だと感じた。ある程度は行政側も積極的に関与してもらい、方向性を示してほしいと思う。

事務局：担当部長とも話していて、方向性を示し過ぎると地域の主体性がなくなるし、示さないと先ほどの委員のお話のようになってしまう。非常に難しい、というのが正直なところ。まずは、新たな地域組織を設置していただき、その中で地域の方向性を議論していただく、ということが「地域尊重の原則」にもなってくるのだと考えている。委員のご意見はよく分るので担当部とも話をしたい。また、関連した取組として、地域担当職員の制度

も検討しているので、そうしたものも含めて考えていきたい。

委員：ある程度の大枠と方向性を示してもらったうえで、それに沿って地域で検討する方が
良いと考える。

事務局：正直なところを言えば、方向性を示せばその財源をどうするのかという議論になる
が、そこまで詳細に市としてオーソライズしたわけではない。また先ほどのご意見も課題
であると思うし、モデル地区の取組状況なども踏まえて、有識者会議などで整理し、どの
ような形で全地域へおろしていくことが良いのかを検討したいと思う。

会長：抽象的な話が多いので、地域の皆さんにとっては、何のためにやることで、どんなメ
リットがあるのかを示してほしいと思うのだろう。しかし、この取り組みは補助金などお
金がもらえるというようなメリットではなく、少子高齢化のこの時代に地域が変わってい
くときに、自分たちで何ができて、何をやるのかという仕組みだと思う。そのため、立ち
上げの際には、地域担当職員のファシリテートは非常に重要になると思う。そのためにも
モデル地区の取り組みは十分に活かしてほしいと思う。

委員：厩生地区へ自分たちの活動で行く機会があり、その際に参加者の皆さんに、厩生地区
がモデル地区であることを話したら、ほとんど理解されていなかった。

会長：まずは、関係者が一堂に揃う円卓会議を設置することで、そこまでは行政の役割だろ
う。また、今後の流れとしては、この条例あるいは、別条例によりこの組織を位置づける
ことを考えているという理解でよいか。

事務局：そうである。

会長：こうした法的な位置付けのある組織とすることが、財政支援を受けるためにも重要で
ある。

委員：将来的にはそうとして、現在こうした組織には、実際の活動資金がほとんどない。そ
うすると、活動を検討しても資金ですぐに行き詰ってしまうので、その辺りも十分検討し
てほしい。

事務局：現在の制度(地域づくり支援事業補助金)でも、4年間で500万円というお金が地
域は入り、計画に基づいた活動ができるようにはなっている。しかし、そうした制度を案
内しても、なかなか地域の手が上がらない現状がある。それならやはり、地域の窓口を一
本化し、制度を改めていくことが望ましいと考えて現在の取組につながっている。また、
現行の制度に問題があることは十分理解しており、この再検証も行いつつ、この取組を進
めていきたいと思う。

会長：従来、市の補助金は目的補助で、お金のつながりから行政の縦割り同様、地域も縦割
りになってしまっている側面があると思う。そうした時に、地域に落ちているお金を、本
当に地域の望お金の使い方を決められるようになる必要があり、新たな地域組織の枠組み
が必要になってくるのだと思う。

(2) 市民活動応援事業

資料説明：事務局

- ・ 制度骨格（案）
- ・ 検討の概要

会長：この中にも検討に加わっている委員があると思うが、どうだろう。

委員：当初、この応援券は年度もなく循環するものと思っていたが、年度間限りのものであるし、現金の交付時期が年度終了後になるので、その間の活動が苦しくなるというのが正直なところである。

会長：確かに、交付時期と事業実施時期に差があるので、その間の運転資金については課題となるが、その辺りの議論はどうなっているのか。

委員：貯めておくのは、税の関係もあり、財政面からも難しいと思う。しかし、数年単位にするなど、少し余裕が無いと使いづらいと思う。

事務局：すぐに全制度をこれに乗り換えるのは難しいので、この制度がうまく流れれば、こちらへシフトしていくことと考えている。

委員：市民活動団体の定義も非常に難しい。

事務局：登録に当たっては、公共性などの面で審査を経て行うので、誰でも登録できるものではないと考えている。

委員：議論が少し遅れ気味になっているのだが、その要因としては補助金と交付金のどちらで行くのかの整理が進んでいなかったことが大きい。また、登録にあったっての評価についても、活動状況の顧客満足度の評価をどのようにしていくのかも、今後の大きなポイントとなると考えている。

会長：民・民間の評価に公費が絡んでくるので、非常に難しいものだと思う。

委員：この制度は、市民活動団体にとっても大きな問題と思う。しかし、動き出さないことには始まらないので、まず、スタートさせることが重要と考える。

委員：この登録団体は、地域性のある団体か、全市域的な団体のどちらなのだろうか。

委員：市全域である。コミュニティには、半分以上は、市全域を対象とした活動に使うように、としている。

委員：同種の活動組織が地域にあれば、それを活用するのではないだろうか。

事務局：聞いた話でしかないが、一般的に、地域の団体と地域に根ざしたNPOは、意外とうまくいっていない例が多く、そうした意味で偏りにつながり難しい面があると考えている。

委員：この辺りはやってみないと分からない、というのが正直なところだ。

事務局：地域コミュニティのしくみづくり支援事業の中で行う地域担当職員にも、この制度を熟知させ、地域への働きかけの中で有効な活用を促したいと思う。

会長：この制度はやはり単年度交付金となるのか。

部長：単年度予算主義の原則もあり、その整理とせざるを得ないと考えている。また、この制度自体、動かした後の検証・見直しも必要があると思うので、そうした組織を作っておっていくことが重要だと思う。

会長：伊賀市の一括交付金化の例でも、単年度の使い方の不便さを改善し、特定目的への積み立てが認められるのに6年かかった。これも、地域のまちづくり計画できちんと整理することが必要となっている。

(3) 施策評価の導入・事務事業評価対象の拡大

資料説明：事務局

- ・ 施策評価の考え方
- ・ 施策評価の具体例

会長：新たに施策評価を導入していくわけだが、市民アンケートはやはり大きな指標になるのか。

事務局：市民アンケートは、市民意向の傾向を見るのに非常に重要に考えているので、後期基本計画の計画期間内でも2度把握することを予定している。しかし、市民意向の変化には、市の取組状況以上に社会的変化要因が大きく関わると考えているので、評価の中心としては考えていない。そうしたことから、今回の成果指標にはアンケート数値は組み込まないこととしている。

会長：成果指標の設定は難しいし、現在設定されている成果指標が基本施策を測る成果指標となっているかという問題もある。

事務局：基本施策の要素全てを包含する成果指標は、おそらく無いのだろうと考えている。そのため、今回後期基本計画の策定に当たっては、基本施策ごとに「目指す姿」を設定し、そこへ至る一側面を測れるものとして成果指標を設定している。

委員：事業を進める段階で、市民の反応を見られる仕組みを考えてはどうかと思う。例えば、ホームページで意見を求めるなどの方法があると思う。

また、自分の職場でもやっていたことだが、とりあえず実現できる指標と肝になる指標を設けるなどのメリハリがあってもいいと思う。

また、評価者について、施策の担当部長が評価するとのことだが、クロス評価も検討してもよいのではないか。

事務局：施策評価を導入するにあたって、まずはシンプルにやりたいと考えている。今後5年進める中では加味する要素は出てくると思う。

また、現在は事務事業評価の結果を議会へ提出しており、施策議論につながらなかった面がある。今後施策評価を提出することから、クロス評価そのものは、行政と議会の間の議論で出来ればと思っている。

会長：担当部長が評価をするということは、説明責任を負うことになる。議会において外部評価をお願いする資料として施策レベルでの評価結果を整理していくことになるのだろう。評価内容の良し悪しというよりも、評価し公表していくことが重要だと思う。膨大な事務量になると思うので、評価のための評価になってしまわないように願います。

(4) 職員コンプライアンス意識啓発事業

資料説明：事務局

- ・ コンプライアンス委員会
- ・ H23 コンプライアンスに関するアンケート

会長：現在は関連制度は要綱で整理されているが、今後は条例化についても議論を進めていくということか。

事務局：現在はそこまでは想定していない。昨年度までの議論でもあったが、現在は要綱ではあるが関連制度は整備されており、実態として機能しているのか、ということがあったと思う。まずはその実効性を高めることが重要で、そのためにも職員ハンドブックを作成

することとなっている。なので、今後はハンドブック作成の効果なども検証しながらコンプライアンスに取り組んでいくことになると思う。

委員：ハンドブックの中には、発生事例なども含めた具体的な事例を入れていくのか。

事務局：主にはQ&Aの部分になると思うが、他市の事例などは出していけると思う。

会長：これは年内でハンドブックが完成する予定なので、評価の際にはハンドブックそのものも見せてもらえるだろう。

委員：職員が通報する際に、庁内の通報ルートのほかに直接弁護士へ通報することはできるのだろうか。

事務局：直接弁護士というのはなく、職員の通報ルートは人材育成室になるし、身分の話になるのであれば公平委員会に申し出るということとなる。

委員：現在、臨時職員がかなり増加していると思うが、今回のアンケートは正規職員だけなのかと思う。また、市民の窓口対応でも増えていると思うが、戸籍の窓口などは正規職員の方が安心できる。

事務局：少し事例が違うかもしれないが、他市の情報漏えい事件なども受け、庁内の個人情報の管理システムへのアクセス状況の調査なども実施したが、不正なアクセスは見られなかった。ただ、臨時職員で接遇面では徹底されていない面もあるかもしれないので、今後は徹底していきたいと思う。

委員：あまりにもこうした規制が厳しいと、市の職員が地域へ出たときに何も話せないようになってしまう。できれば、個人としての部分で、市の職員として身に付けたスキルやノウハウを発揮して地域への協力をしてほしいと思う。

会長：公務員は全体の奉仕者という前提があり、地域からの要望を受けてしまうとその前提に触れると思ってしまいがちだ。しかし、そればかり意識すると地域へ出られなくなってしまし、一方で、地域の側からも市の職員だからといって要望するようなことをしてはいけないということを理解する必要があると思う。

事務局：実際、地域へ職員が出向いていくというのはなかなか難しいのだが、現在、人材育成計画においてそうしたことのできる職員を育成することを掲げている。少しでも多くのそんな人材を育成出来ればと思っている。

委員：今進めている地域の議論のなかでも、それを理解して進めないと、過度な要求になってしまう場合があるので、十分気をつけていかなければならない。

(5) (仮称) 人権を尊重する条例策定事業

資料説明：事務局

- ・ 人権教育推進委員会の検討概要
- ・ H23 コンプライアンスに関するアンケート

会長：子ども、特に障がいを持つ子どもということで、考える会でも議論がされてきた。その前提となる人権条例について現在議論されているが、少し前倒しとなるということによっていいか。

事務局：素案が今年度末に完成する予定で進められている。

委員：分科会が出来てから活発な意見が出るようになった。

委員：条文までの素案をつくるということか。

事務局：その予定である。

事務局：会議の中では、具体的な内容の議論が多いと聞いているので、素案のたたき台は事務局から出すことになるかと想定している。また、条例については理念条例というふうに聞いている。

(全体を通じて)

会長：全体を見てみると、コンプライアンスと人権条例が、今年度にある程度見通しがつくという理解でよいか。

事務局：施策評価についても制度設計は今年度で完了する。

会長：そのあたりの結果を受けて、来年度、平成24年度の活動を評価することになってくるだろう。それが概ね期待できるということが今回の総括となるだろう。

全体を通して、何かあるだろうか。

委員：できれば年明けあたりを目途に一括交付金の方向性を出してもらえると、モデル地区の報告につながるのではないかと思う。

事務局：地域職員の検討は本年度で完了を予定しているが、一括交付金の方向性については、難しいと考えている。年末に関係会議があるが、そこまでは難しいと思う。

委員：一括交付金が土台になるので、これが決まらなると地域の議論が難しくなると思う。また、外部資金の導入についても、これが前提となるので、是非とも早期にお願いしたい。

事務局：モデル地区には議論のための補助金は出していると思うので、それを活用してほしいということと、地域へ投下しているお金にもさまざまあり、この検討にはもう少し時間をかけていきたいと思う。既存制度でも使い勝手は良くないが、相当制度として揃えている。これらをどのように一括交付金としていくのかも慎重に議論する必要がある。また、地域組織の役割の範囲もこれから検討していく必要があり、このことも一括交付金と密接に関係すると考えている。

会長：他市の例では、設立支援、計画策定支援、事業支援といった支援が必要なんだと思う。

事務局：現行制度を見てもそうした補助制度はあるものの、それがすんなりと一括交付金への移行は出来ないと思うので、今後十分検討していきたい。

委員：問題は、会議をやる経費よりも、事業を動かす際の補助金を担保できるかどうかが重要で、その部分の方向性があると、地域の議論が動くと思う。また、モデル地区の取り組みもあまり長くやると、他の地区はいつになるのか、ということになってしまう。

事務局：2年以上かけるつもりは無い、と担当部からは聞いている。その辺りは有識者会議で最終結論を得て、それに基づき他の地域は広げることになると考えている。

会長：他市の例もあるし、ある程度の課題は見えてきているだろう。他市の例では、高齢者支援などで、もっとも効率的に出来るはずの町場がなかなか立ち上げに至らないケースが多い。

3. その他

(今後の会議について)

事務局：次回の会議は年明けを想定しており、条例のPRについて想定している。具体的には、市民活動応援事業の立ち上げに際して実施を予定しているイベントにおいて、何らかの形で絡んでいきたいと考えている。

また、事務局としては来年度の中間報告後に、条例推進のために、新たな視点でやるべきことについての議論が出来ればと思っている。

その他には、4・5月あたりで、本年度分の評価、10・11月あたりで25年度の中間報告、2月あたりで最終の評価を実施出来ればと考えている。委員の皆さんのご意見があれば伺いたいと思う。

会長：事務局の案に沿って、年度内に会議を実施し、条例のPRや推進計画の事業進捗を中心に議論出来ればと思う。

次回会議日程：平成25年2月8日(金)9：30から

会場：後日通知